

## 合葬墓の運用方法

### 1. 遺骨の受入範囲拡大についてのこれまでの協議(流れ)

#### 【遺骨の受け入れ範囲拡大に関する意見】

「親族等、納骨の手続きをする方が札幌市以外に在住している場合でも、札幌市民として亡くなった方の遺骨を受入れられるようにしてほしい」

(札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想パブリックコメント、札幌市火葬場・墓地のあり方推進協議会より)



札幌市民であったのにもかかわらず、札幌市の合葬墓を利用できない

#### ● 第1回～第5回墓地部会にて協議 【利用条件の整理(不利益の解消)】

札幌市以外に住所を有する方が、お亡くなりになった時点で札幌市に住所を有していたご親族の遺骨(焼骨)の埋蔵を希望する方

#### ● 第6回墓地部会にて協議 【利用条件の整理】

- ・お亡くなりになった方が、過去に札幌市に住所を有していた場合の取扱いについて
- ・お亡くなりになった方が、本籍地を有する(有したことがある)場合の取扱いについて
- ・事実上、婚姻関係と同様の事情にあった方や札幌市パートナーシップ宣誓者の取扱いについて

#### ● 第5回及び第6回の墓地部会から継続審議

- ア)「お亡くなりになった方が、過去に札幌市に住所を有していたことがある場合」の取扱いについて
- イ)お亡くなりになった方が「本籍地を有する(有したことがある)場合」の取扱いについて
- ウ)「事実上婚姻関係と同様の事情にあった方」の事実認定方法について

### 2. 協議事項

#### 【利用条件の整理】

- 1)元札幌市民としてお亡くなりになった方の遺骨(焼骨)を管理するご親族」の受入の是非について
- 2)「過去を含め札幌市に居住実態がないものの、札幌市に本籍地を有する(有したことがある)方の遺骨(焼骨)を管理するご親族」の受入の是非について
- 3)「事実上婚姻関係と同様の事情にあった方(事実婚)」の事実認定方法について

### 3. 利用条件の整理

#### 1) 利用条件の整理の考え方

遺骨を引き取る親族がいない方等のための墓という札幌市の合葬墓が担うべき「札幌市民のためのお墓」としての役割を継続するとともに、「ライフスタイルの変化」「多様な家族形態」等にも対応できるよう、利用希望者の条件を整理する。

<b>役割1</b> 無縁遺骨等の埋蔵	<b>役割2</b> 埋蔵を希望する市民向け ・遺骨の埋蔵場所を確保できない方 ・所得の少ない方 等	<b>【市民ニーズの変化】</b> ・札幌市民として亡くなくても埋蔵できない不利益の解消 ・多様なライフスタイルへの対応
------------------------	---	--

#### 2) 利用条件の整理

ア)「札幌市民(元市民を含む)としてお亡くなりになった方の遺骨(焼骨)を管理するご親族」の受入れの是非について

- ・過去に札幌市に住所を有していた場合、札幌市にゆかりがあった方と判断することはできる
- ・市内在住者が市外施設・病院等に入所・入院し亡くなってしまった場合等でも、柔軟に対応することが可能

イ) 過去を含め札幌市に居住実態がないものの、札幌市に本籍地を有する(有したことがある)方の遺骨(焼骨)を管理するご親族」の受入れの是非について

- ・本籍地は実際の居住地に関係なく設定することができるため、必ずしも札幌市にゆかりがあった方と判断することはできない
- ※申請者(親族)もお亡くなりになった方も、過去を含め札幌市に居住実態がないため「札幌市民のためのお墓」に適しない
- ・(道内)他都市に比べ人口規模が大きいため、本籍地まで認めて受け皿を最大にした場合想定以上に利用量が膨らむ恐れがある

#### 他都市の状況

北海道の市町村 (インターネット調べ)

※46市町村を調査

申請者が他市町村に在住 亡くなった方が過去に住所や本籍地を有していた場合の合葬墓の受入状況	
亡くなった方が過去に住所を有していた	亡くなった方が本籍地を有していた
36市町村/36市町村	24市町村/36市町村

ウ) 「事実上婚姻関係と同様の事情にあった方(事実婚)」の事実認定方法について

- ・一定の要件を定めない限り、申請者の申出により事実婚であると認定せざるを得なくなる
- ・事実婚は、夫婦同然の共同生活を送っており、社会的にも夫婦と認められていることが要件
- ※生前時、住民票の続柄欄に「未届の夫」「未届の妻」と記載する届出を行っている方(同居人は不可)とすることで、客観的に事実婚状態にあると確認でき、一定の要件を定めることが可能

#### 他都市の状況

東京都・政令指定都市 (インターネット調べ)

「事実上婚姻関係と同様の事情にあった方の遺骨を管理する方」を合葬墓の利用条件に明記している自治体

1/17 (福岡市)

→住民票の続柄欄で関係を確認

※名古屋市(R5.4.1開設)

※堺市・北九州市・熊本市(合葬墓の予定なし)

### 4. 合葬墓の利用条件見直し(案)

- 現在札幌市に住所を有し、ご親族の遺骨(焼骨)を管理する方
- 札幌市民(元市民を含む)としてお亡くなりになった方の遺骨(焼骨)を管理するご親族
- 現在札幌市に住所を有し、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方(「未届の夫」「未届の妻」)の遺骨(焼骨)を管理する方
- 札幌市パートナーシップ宣誓証の交付を受けている方で、パートナーの遺骨(焼骨)を管理する方
- 札幌市営霊園・墓地の使用者で墓地返還したうえで利用を希望する方

		申 込 者	
		札幌市民	札幌市民以外
遺	札幌市民 (元市民を含む)	○	○
	札幌市民以外	○	×
骨	札幌市民 (未届の夫・未届の妻)	○	
	札幌市民 (パートナーシップ宣誓者)	○	